

役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恒久福祉会（以下「法人」という。）の理事会等の会議出席ならびに監事監査を行った際の役員の報酬及び費用弁償、役員の弔慰金に関し必要な事項を定めたものである。

(役員の種類)

第2条 この規程の適用を受ける役員は、法人の理事及び監事、評議員、評議員選任・解任委員とする。

(報酬の額)

第3条 第2条に掲げる者に対しては、原則無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員が、法人が招集する理事会等の会議に出席した場合には、費用弁償として、10,000円を支給する。費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(実施期日)

第7条 この規程は、平成21年11月21日から施行実施する。
この規程は、平成30年3月30日から施行実施する。
この規程は、令和元年12月1日から施行実施する。